

MEKJ005-3型
強化液消火器
ガイドブック

NOHMI

- ・ガイドブックをよくお読みのうえ、安全にお使いください
- ・いつでも使用できるように大切に保管してください




目 次

○安全上の注意（ご使用前に読んで頂きたいこと）	2
1. 適応火災	4
2. 各部の名称	5
3. 使用方法	5
4. 消火方法	5
5. 設置の方法	5
6. 点検のお願い	6
7. 消火器の廃棄	6




○支社・営業所連絡先一覧



安全上の注意



- ・ご使用前にこの「安全上の注意」をよくお読みのうえ、正しくお使いください。
- ・ここに示した注意事項は設備を安全にお使いいただき、あなたや他の人々への危害や損害を未然に防止するためのものです。
- ・危害や損害の大きさと切迫の程度を明示するために、誤った取り扱いをすると生じることが想定される内容を、「危険」、「警告」、「注意」の3つに区分しています。

 危険	取り扱いを誤った場合、使用者が死亡や重傷を負うかまたは防災機能に致命的な悪影響を及ぼすことが想定される場合。
 警告	取り扱いを誤った場合、使用者が重傷や障害を負うかまたは防災機能の一部に重大な悪影響を及ぼすことが想定される場合。
 注意	取り扱いを誤った場合、使用者が障害を負うかまたは防災機能に悪影響を及ぼす可能性がある場合、および防災機能を長期にわたって有効に活用する上でぜひ守ってほしい事項。

- ・お守りいただく内容を次の警告表示で表示しています。







	危険・警告・注意を促す内容があることを告げるものです。
	禁止の行為を告げるものです。
	行為を強制したり指示したりする内容を告げるものです。





 危険	
一般的な注意事項	
	著しい錆、傷、変形および蓋（キャップ）のゆるみがあるものは使用しない。 本体容器が破裂する場合があります。

 警告	
一般的な注意事項	
	人に向かって放射しない。
	火中に投げ込んだり、強い衝撃を与えない。 消火器が破裂するなど大変危険です。
	有資格者以外は、分解、補修を行わない。

注意




一般的な注意事項

	<p>リサイクルシールをむやみに汚したり、破いたりしない。 また、リサイクルシールの上に他のシールを貼らない。 バーコード部分が読み取れなくなり、リサイクルシステムを利用できなくなることがあります。</p>
	<p>ためし放射をしない。 火災の際に使用できなくなります。また、本消火器は途中で放射を止めることができますが、時間と共に内部圧力が下がり放射できなくなります。</p>
	<p>消火以外の目的で使用しない。</p>
	<p>安全栓を抜くときは、レバーを握らない。 消火薬剤が誤って放射される場合があります。</p>
	<p>異常が認められた場合は、使用しない。 消火器に異常が見られた際は、販売店または弊社にご相談ください。</p>
	<p>持ち運びは、必ずレバー（下側）を持って行う。 安全栓を抜いた状態でレバー（上側）を持つと、消火薬剤が誤って放射される場合があります。</p>
	<p>使用する際は、ホースをしっかりと握る。 放射圧力により、ホースが暴れて、火災箇所への的確な放射ができません。</p>
	<p>レバーを握るときは手を挟まないように注意する。</p>
<h2>消火作業時の注意事項</h2>	
	<p>無理な消火作業を行わない。 消火器は初期消火の器具で、火災の大きさ、消火の時期、適応火災の違いなどにより消火できない場合があります。</p>
	<p>電気火災では、可能な限り電流を遮断してから消火作業を行う。 通電状態ですとショートし炎の拡大、機器の損傷、通電物から流れ出た薬剤に触れ感電することがあります。</p>
	<p>消火薬剤は、必ず全量を放射する。 一度消火しても、火種が残ったり燃焼物が高温のときは再燃することがあります。</p>
	<p>必ず逃げ道を確保しながら消火作業を行う。</p>
	<p>火に近づきすぎないように十分注意して消火作業を行う。 火災は煙、熱気、有毒ガスなどが発生します。また、油火災では放射の勢いで油の飛散による火災の拡大、炎の吹き返しにより火傷する場合があります。</p>
	<p>消火器はなるべく垂直に保持して消火作業を行う。 傾きが大きくなると正常に放射できないことがあります。</p>

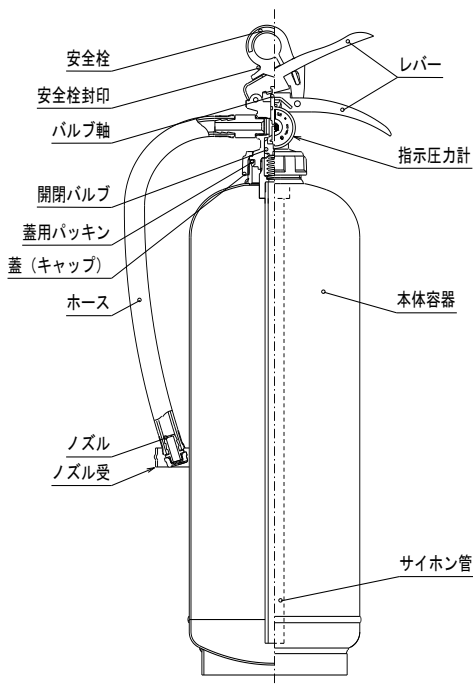
消火後の注意事項	
	消火薬剤および消火薬剤のかかった食物は絶対に口にしない。
	ガスや電気の関連した火災では、消火後必ずガスの元栓を締めたり、電源を切る。
	飛散した消火薬剤のかかった器物は十分に清掃する。 放置すると腐食、絶縁不良、感電などをおこすことがあります。特に、電気機器は絶縁していることを確認した後、通電してください。
	消火薬剤が皮膚や衣類に付着した時は、水洗いをする。 眼の痛み、充血その他異常を感じた時は医師の診察を受けてください。特に、強化液消火薬剤はアルカリ性が強いので注意してください。
	少しでも使用した消火器はすみやかに詰めかえを行う。 詰めかえは販売店または弊社にご依頼ください。
点検に関する注意事項	
	消火器を水洗いしたり、有機溶剤（ガソリン、ベンジン、シンナーなど）中性洗剤などは使用しない。 消火器は、ほこりや湿気を嫌うため、乾いたやわらかい布などで、きれいに清掃してください。
	点検で異常な点が発見されたものは、販売店または弊社に相談する。
	設計標準使用期限を超えたものは、消火器を交換する。 設計標準使用期限を過ぎた消火器は経年などの劣化により破裂事故を招く場合がありますので、新品への交換を推奨します。なお、消火器の設計標準使用期限（製造から10年）は銘板に記載されています。

1. 適応火災

この消火器は、次のような火災に対してご使用ください。

銘板表示	適応する火災
	木材・紙・繊維などの火災 (A火災)
	ガソリン・灯油・天ぷら油などの火災 (B火災)
	通電している電気機器・電気設備などの火災 (C火災)

2. 各部の名称

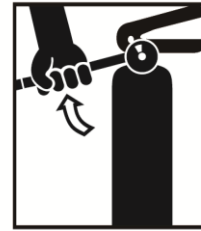


3. 使用方法

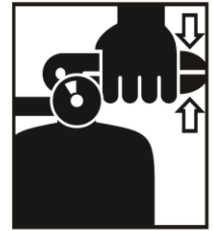
消火器の銘板に記載された使用方法に従ってください。



PULL



AIM



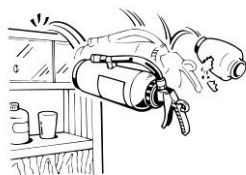
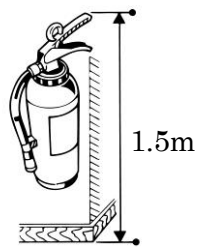
SQUEEZE

4. 消火方法

- 消火開始時には、少なくとも火元より 3 m 程は離れた位置より放射し、炎がおさまるにつれ接近してください。
- 普通火災・電気火災は直接燃焼物に放射して消火します。
- 油火災の場合は炎の下を掃くように放射して消火します。

5. 設置の方法

- ふだん目につきやすい場所で床面から高さが 1.5 m 以下の場所に設置してください。
- 通行や避難に支障なく、使用の際、容易に持ち出せる場所に設置してください。
- 地震、振動などで消火器が転倒や落下しない場所に設置してください。やむをえず設置する場合は転倒防止金具または調整ブラケット (いずれもオプション) を使用して設置してください。
- 上から物が落ちて損傷を受けやすい場所へは設置しないでください。
- 常に水が床に飛散する場所では、設置台 (オプション) などを使用して床から離してください。

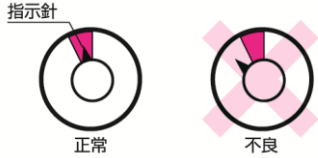


- 消火器に表示されている使用温度範囲内の場所に設置してください。(表示範囲外の温度になりますと満足な性能を発揮できません)
- 直射日光のあたる場所、湿気の多い場所、潮風・風雨にさらされる場所、腐食性ガスの発生する場所では格納箱 (オプション) に収納するなどの防護策を施してください。
- ガスコンロ、ストーブなど発熱器具の近くに設置しないでください。
- 自動車に積載する場合は自動車用消火器を積載してください。



6. 点検のお願い

- 法定設置の場合は、6ヵ月ごとに法令に従って点検（資格を有するものによる）を行ってください。
- 法定設置以外の場合でも、消火器をいつでも確実にご使用頂くために、6ヵ月ごとに注意事項を守り下記の点検を実施してください。

点検箇所	点検要領
圧力計	 <p>圧力計の指針が緑色の範囲内にあること。 圧力が低下していると放射できません。</p>
安全栓	取付が正しく変形のないこと。外れているものは使用された可能性があります。
安全栓封印	封印に破れ、剥離のあるものはすでに使用された可能性があります。
ノズル	ノズル受けから外れていないこと。外れている場合はノズルに異物がないことを確認してください。異物があると正常に放射されないことがあります。
ホース	亀裂、取付部のゆるみのないこと。亀裂、ゆるみのあるものは、ホースが破裂したり離脱することがあります。
外観	本体容器、レバー、蓋（キャップ）などに変形、亀裂、著しい腐食、ゆるみなどのないこと。異常のあるものは満足な性能、機能を発揮できませんし、特に本体容器、蓋（キャップ）の異常は破裂事故を招く可能性があります。

7. 消火器の廃棄

本製品（リサイクルシールが貼付されたものに限る）は廃消火器リサイクルシステムの対象品目です。廃消火器リサイクルシステムは、廃消火器をリサイクル施設を介し再利用するためのシステムです。設計標準使用期限を超えるなど、消火器が不要となった場合は事前に電話にて連絡し、指定引取場所又は特定窓口にお持ち込みください。所在地および連絡先は、(株)消火器リサイクル推進センター（TEL:03-5829-6773 URL:<http://www.ferpc.jp/>）でご確認できます。

廃消火器リサイクルシステムを利用する際の費用はご購入時の製品価格に含まれます。ただし、本製品を指定引取場所、特定窓口へ送る際の送料などは別途料金が必要です。

廃消火器リサイクルシステムのご利用義務はありませんが、消火器の廃棄を円滑且つ効率的に行うため、廃消火器リサイクルシステムのご利用を推奨いたします。

支社・営業所連絡先一覧

能美防災株式会社

本社 〒102-8277 東京都千代田区九段南4丁目7番3号

TEL:(03)3265-0211

エンジニアリング本部	〒163-0455	東京都新宿区西新宿2丁目1番1号(新宿三井ビルディング55階)	(03)3343-1815
北海道支社	〒001-0013	札幌市北区北13条西1丁目2番21号	(011)746-6911
東北支社	〒980-0014	仙台市青葉区本町1丁目2番20号(KDX仙台ビル8階)	(022)221-2695
新潟支社	〒950-0088	新潟市中央区万代3丁目6番8号	(025)243-8121
丸の内支社	〒100-0006	東京都千代田区有楽町1丁目7番1号(有楽町電気ビル南館13階)	(03)3213-1781
茨城支社	〒310-0845	水戸市吉沢町307番1号	(029)239-5280
千葉支社	〒260-0821	千葉市中央区若草1丁目2番12号	(043)266-0303
北関東支社	〒331-0802	さいたま市北区本郷町272	(048)669-2255
西関東支社	〒192-0082	八王子市東町2丁目12番(京王八王子東町ビル3階)	(042)643-1520
横浜支社	〒220-6209	横浜市西区みなとみらい2丁目3番5号(クィーンズタワーC9階)	(045)682-4700
長野支社	〒380-0935	長野市中御所4丁目8番22号(裾花ハイツ1階)	(026)227-5521
静岡支社	〒420-0813	静岡県静岡市葵区長沼二丁目16番10号	(054)340-0013
中部支社	〒450-0003	名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号(名古屋三井ビル本館3階)	(052)589-3241
北陸支社	〒920-0806	金沢市神宮寺2丁目10番5号	(076)252-6211
関西支社	〒564-0052	吹田市広芝町7番13号	(06)6330-8661
京都支社	〒601-8468	京都市南区唐橋西平垣町7番地2	(075)694-1192
中国支社	〒732-0044	広島市東区矢賀新町4丁目5番26号	(082)510-1125
岡山支社	〒700-0973	岡山市北区下中野328番113号	(086)244-4222
九州支社	〒812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目9番11号大成博多駅ビル7階	(092)712-1560
旭川営業所	〒070-0039	旭川市9条通13丁目24番地270	(0166)25-5600
青森営業所	〒030-0113	青森市第二問屋町1丁目7番2号	(017)729-0532
盛岡営業所	〒020-0133	盛岡市青山2丁目20番5号	(019)645-0552
秋田営業所	〒011-0901	秋田市寺内字イサノ98番1号	(018)862-5086
郡山営業所	〒963-8843	郡山市字川向128番地	(024)947-1194
福島営業所	〒960-8071	福島市東中央3丁目45番1号	(024)528-4195
羽田営業所	〒144-0041	東京都大田区羽田空港3丁目3番2号私書箱3号(第1旅客ターミナルビル1階)	(03)5757-9393
渋谷営業所	〒150-0036	東京都渋谷区南平台町2番17号(日交渋谷南平台ビル2階)	(03)3461-1051
杉並営業所	〒168-0074	東京都杉並区上高井戸1丁目13番1号(ルート上高井戸ビル3階)	(03)3306-0451
城東営業所	〒130-0012	東京都墨田区太平2丁目8番11号齊征錦糸町ビル8階	(03)3626-2461
五反田営業所	〒141-0031	東京都品川区西五反田1丁目29番1号(コイズミビル3F)	(03)3779-9737
土浦営業所	〒300-0037	土浦市桜町4丁目3番18号(土浦ブリックビル2階)	(029)822-3851
宇都宮営業所	〒321-0945	宇都宮市宿郷2丁目7番16号(メゾン千秀1階)	(028)637-4317
群馬営業所	〒370-0046	高崎市江木町1716番地	(027)328-1567
沼津営業所	〒410-0311	沼津市原町二丁目3-20	(055)955-5227
浜松営業所	〒430-0901	浜松市中区曳馬6丁目23番16号(モリショウ第1ビル301号)	(053)473-3422
三重営業所	〒514-0007	津市大谷町181番地(津駅西ビル)	(059)226-9860
富山営業所	〒930-0845	富山市綾田町1丁目7番76号	(076)444-1450
福井営業所	〒910-0021	福井市乾徳3丁目8番25号	(0776)21-0056
岐阜営業所	〒500-8381	岐阜県岐阜市市橋4丁目6番7号	(058)201-3771
神戸営業所	〒650-0031	神戸市中央区東町122番地2(港都ビル2階)	(078)334-3581
四国営業所	〒761-8075	高松市多肥下町1516番地1	(087)868-6811
北九州営業所	〒803-0836	北九州市小倉北区中井2丁目2番4号	(093)583-3344
長崎営業所	〒852-8114	長崎市橋口町12番12号(プロミネンス安武1階)	(095)845-0135
大分営業所	〒870-0822	大分市大道町1丁目6番5号	(097)543-2778
熊本営業所	〒862-0910	熊本市東区健軍本町4-10	(096)360-1051
宮崎営業所	〒880-0841	宮崎市吉村町北原甲1439番6	(0985)28-8792
鹿児島営業所	〒890-0046	鹿児島市西田2丁目7番6号(スカイビル)	(099)253-8196
沖縄営業所	〒900-0003	那覇市安謝1丁目23番8号(綱オカノ内)	(098)862-4297

